

商品概要説明書

カードローン

商品名	カードローン								
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ J Aの組合員の方。 ○ ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。 ※ただし、契約金額が 50 万円以内の場合は 70 歳未満の方。 ○ 原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○ 生活の根拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○ J A（他 J Aを含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。 ○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。 								
資金使途	○ 生活に必要な一切のご資金とします。								
契約金額	○ 10 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。								
契約期間	○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 10 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。								
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変動金利とします。 ○ お借入利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の各 J Aの基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月および 10 月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 ○ お借入利率には、年 1.40%～2.00%の保証料を含みます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。 								
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約定返済 毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前月約定返済日現在のお借入残高</th> <th style="width: 50%;">ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>50 万円超 100 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> </tbody> </table>	前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 50 万円以下	1 万円	50 万円超 100 万円以下	2 万円
前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額								
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高								
1 万円以上 50 万円以下	1 万円								
50 万円超 100 万円以下	2 万円								

	100万円超 150万円以下	3万円
	150万円超 200万円以下	4万円
	200万円超 250万円以下	5万円
	250万円超 300万円以下	6万円
	<p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、J A窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。</p>	
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。	
担保	○不要です。	
保証人	○J Aが指定する保証機関（群馬県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。	
手数料	<p>○ご融資の際、手数料が必要となる場合がございます。</p> <p>○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</p>	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J A本支店（所）またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>群馬弁護士会 （紛争解決センター） 電話：027-234-9321</p>	
その他	<p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>	

